



「教育から労働への移行」を念頭においた授業の試み

細川, 孝

(Citation)

高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究

(Issue Date)

2022

(Resource Type)

research report

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009183>



「教育から労働への移行」を念頭においた授業の試み

“Transition from Education to Work” and my Classes

キーワード：無償教育の漸進的導入 the progressive introduction of free education、教育学と経営学との対話 dialogue between education and business administration、教育から労働への移行 transition from education to work、経営学分野の参照基準 the reference mode of business administration、権利としてのキャリア教育 career education for human rights、ワークルール教育 work rule education

細川 孝 (龍谷大学)

はじめに

今年 (2022 年) は、日本政府が「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (社会権規約) 第 13 条 2 (b) 及び (c) の規定に係る留保の撤回 (国連への通告) を行って 10 年の節目の年になる。後述の通り、筆者も「無償教育の漸進的導入」に関する研究やその実現を求める社会運動に取り組んできた。

残念ながら今日に至るも政策的な転換は見られないが、この機会に自分史を振り返りつつ、「無償教育の漸進的導入」に関わって、「教育から労働への移行」について若干の考察を行いたい。ここで「教育から労働への移行」は「無償教育の漸進的導入」と直接には関係しないものである。しかし、大学教育において重要な課題であるし、「教育から労働への移行」を念頭においた教育の実践は、「無償教育の漸進的導入」に対する理解を深める可能性を広げるように思われる。

本稿は学術的な論考とは言い難く、実践報告という性格が強い。この点はあらかじめお断りしておきたい。とはいえ、勤務する職場の (経営学部という) 条件も活用しながらのささやかな実践は、何らかの貢献をなすものとなるのではないかと願っている。

以下では、「無償教育の漸進的導入」から「教育から労働への移行」への関心の変化について記したうえで、「教育から労働への移行」を念頭においた担当科目における試みを記したい。そのうえで、若干の問題提起を行うことができればと思う。

I 「無償教育の漸進的導入」から「教育から労働への移行」へ

1. 日本における「無償教育の漸進的導入」の現状

前述の通り、2012年に日本政府は、社会権規約に関する「留保」を撤回している。この点に関わって、外務省のサイトには、以下のように記されている¹。

日本国政府は、昭和41年12月16日にニューヨークで作成された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)の批准書を寄託した際に、同規約第13条2(b)及び(c)の規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保していたところ、同留保を撤回する旨を平成24年9月11日に国際連合事務総長に通告しました。

この通告により、日本国は、平成24年9月11日から、これらの規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されることとなります。

残念ながら日本政府の姿勢には、これ以降も「漸進的無償化」に着手することは見られない。安倍晋三政権(当時)が掲げた「高等教育無償化」は一定の改善(前進)を含んでいるとはいえ、国際社会の認識の到達点である「無償教育の漸進的導入」とは異質のものと言えるだろう。それは、2020年4月に施行された「大学等における就学の支援に関する法律」の趣旨に端的に示されている²。

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与する。

ここでは、「少子化対策」という視点がことさらに強調されており、人権という視点が希薄であることを見て取れよう。もちろん少子化対策が重要な課題であることは言うまでもないが、社会権規約との乖離は大きいように思える。「漸進的」ということに留意するならば、一定の前進であることは間違いないが、「無償教育の漸進的導入」に係る今後の展望は示されていない。また、消費税率の引き上げを原資としていることにも留意する必要があるだろう³。

今日要請されているのは、渡部昭男の「漸進的無償化の構想⁴」にあるような、国(政府)レベル、都道府県レベル、市町村レベル、大学・学校法人レベル、民間レベルでのさまざまなプログラムの策定と実行である。基本的には「漸進的無償化」は政府の責任で取り組まれ

るべきものと言えようが、それだけで完結するものではないし、すでに行われているさまざまな諸施策がいつそう推進されていくことは重要である。

2. 田中昌人に導かれて

筆者は、日本における高学費の問題に関して、以下のような論考を執筆してきた。

「日本の高学費を通じて問われている問題は何か—『2006年問題』と田中昌人氏の問題提起—」岡山人権問題研究所『人権21・調査と研究』No.181、2006年、19～26頁。

「教育は買うものか 高い大学の学費」『京都新聞』2006年5月8日。

「『2006年問題』と田中昌人氏の問題提起—『過度に競争的な競争制度の改革』という課題の重要性—」国庫助成に関する全国私立大学教授会連合『高等教育年報』第9号、2006年、76～80頁。

「この春、大学生となるM君へ—貴方に伝えたい一人の先生と一冊の本のことなど—」情報問題研究会『情報問題研究』第18号、2006年、141～147頁。

「『無償教育の漸進的導入』をめぐって」高等教育研究会『大学創造』第20号、2008年、28～35頁。

「学生の権利保障のための二つの課題」龍谷大学人権問題研究委員会『人権問題講演資料集 18』龍谷大学宗教部、2009年、73～104頁。

「誰もが安心して学べる高等教育へ—人権としての教育と『受益者負担』論—」『経済』2009年4月号、47～54頁。

「この春大学を卒業するM君への手紙—あらためて『無償教育の漸進的導入』について—」市民科学研究所『市民の科学』第2号、2010年、78～82頁。

「高等教育における無償教育をどうすすめるか—高等教育費予算の拡充と大学経営の転換」『前衛』2010年10月号、38～48頁。

「18歳の春の涙を忘れない」『ねっとわーく京都』2011年5月号、64～65頁。

以上の拙稿は内容的に重複するところが多いし、学術的なものばかりではない。そのような不十分なものとはいえ、筆者にとって「無償教育の漸進的導入」に関する研究と実践（社会運動）は重要なテーマであり続けている。「留保」撤回10年の節目の年に自らの歩みを振り返ってみて、感慨深いものがある。

さて、筆者が上記のような論考を執筆することとなったのは、上記の 2006 年に著した二つの論考のタイトルに含まれている、田中昌人との出会いを契機としている。田中は京都大学を定年退職した後に、龍谷大学に勤務された。専門分野を異にするが、筆者は田中から多くのことを学ぶ機会を得た。そのようなことから、筆者は別の論考（「教育学と経営学の対話に向けて—田中昌人『障害のある人びとと創る人間教育』大月書店、2003 年を読む—」情報問題研究会『情報問題研究』第 16 号、2004 年、129～134 頁）において「教育学と経営学の対話」という課題を記した。

この（筆者にとっての）「教育学と経営学との対話」は、田中が 2005 年 11 月に没してからも継続されている。田中の薫陶を受けた渡部昭男らとの交流を通じてである。筆者の専攻は経営学であり、教育学の視点や成果から学ぶとともに、自らの（経営学）教育に教育学の知見を生かすように心がけることとなった。

3. 「教育から労働への移行」に対する関心

田中昌人は大学評価学会の設立大会でのシンポジウム（2004 年 3 月 28 日）において「学生の発達保障と大学評価—教育行政の数値目標と発達保障のための評価—」と題する報告を行っている⁵。そこでは、日本の大学評価が一刻も早く着手すべきものとして、「無償教育の漸進的導入」の視点と、「青少年期のトランジション保障」の視点をあげている。

前者について、田中は『経済』誌の 2005 年 3 月号から 5 月号に連載した「日本の高学費をどうするか」（同名の書籍として 2005 年 11 月に新日本出版社から刊行された）において「無償教育の漸進的導入」に逆行する「有償教育の急進的高騰」をすどく告発している。ほぼ同じ時期に田中は、駒澤大学で開催された大学評価学会第 2 回大会の「2006 年問題」分科会（2005 年 3 月 27 日）において自ら座長を務めている。そこにはこの問題で先駆的な研究を行ってきた三輪定宣も報告者として参加している。三輪の報告は田中の要請にもとづくものであった。

ここで「2006 年問題」は、国連の社会権規約委員会が、2001 年 8 月 31 日付けの「経済的、社会的および文化的権利に関する委員会の最終見解—日本—」において、「拘束されない権利の留保の撤回を検討することを要求する」とし、日本政府に対して 2006 年 6 月 30 日までの報告に「この勧告を実施するためにとった手段についての詳細な情報を含めることを要請する」としたことを表している。

一方、後者（青少年期のトランジション保障）に関して田中は、設立大会の報告において、

次のように述べている⁶。

第二の問題は、青少年期 10 年間のトランジション保障を整えて、大学教育を位置付ける評価を行っていくことです。青少年の発達において 14、15 歳というのは、生後第 4 の新しい発達の原動力が発生してくる、この上なく重要な時です。その時が受験競争という制度的虐待のなかに投げ込まれることによって、さまざまに悲惨な事態が少年化して起きています。

生後第 4 の新しい発達の原動力は「連帯した価値を深く識っていく力」です。それは同年齢、あるいは異年齢、あるいはプロの人たちと連帯、協力して、発達にふさわしく価値をつくりだすことを学びながら、他者に教える経験を経て、より深く学び、そして創造的な価値をつくり出していくという力を伸ばす側面を持っています。これに対して教育的な発達をうながす質の異なる複数の時空間単位を持った教育をおこなって、20 歳（ママ）なかばに社会活動を担っていくなかで、人格の発達の基礎として、歴史的、社会的、創造的で、民主的な第 1 期の社会的自己を形成していきます。10 歳代なかばから 20 歳代なかばというのはそのような 10 年間です。そこでは個性を表わしながら、経験を教訓として育ちゆくさまざまな過程があります。そこに非教育的、非人道的なものを制度として持ち込むということを改めようということが、青少年期教育の大切な方向です。

続いて、田中は経済協力開発機構の教育研究革新センターの動向にも言及しながら、「…学校だけで教育の解決を迫るということだけでなく、学校で本当に必要なことを精選して取り組んでいくことができるように、その学校が成立する基盤の教育構造を改革していかなければいけない⁷」と述べている。そして、それは、国民の教育権の立場からする民主主義的な連帯にもとづく高度な人間教育を行っていく方向としている。その後には、ディーセントワークにも言及している。

18 年前の田中の報告を改めて読み直してみても、深い感銘を覚えるとともに、今日でも状況は基本的に変わっていないことに問題の深刻さを痛感せざるをえない。そして、ここ 10 年ほどを振り返ると、田中による「青少年期のトランジション保障」の提起を受けて、筆者の関心は経営学（部での）教育において、「青少年期のトランジション保障」をどう具体化するかという実践的な関心に移ったことに気づかされる⁸。それは、筆者においては「教育から労働への移行」というテーマでの探究であった。

もちろん田中の問題提起は先に引用したように「学校が成立する基盤の教育構造を改革」

する必要を述べたものである。本稿での考察は限られたものでしかない。この点に留意しつつ、次節では、「教育から労働への移行」を念頭においた授業の試みについて記したい。

II 「教育から労働への移行」と経営学（部での）教育

1. 「経営学分野の参照基準」を生かす

日本学術会議は2010年7月22日、「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」を文部科学省に手交した。この「回答」は、2008年5月22日に文部科学省高等教育局長から日本学術会議に対して「大学教育の分野別質保証の在り方について」の検討を依頼されたことに対するものである。

日本学術会議は「わが国の科学者の内外に対する代表機関」（日本学術会議法、第2条）であるが、「教育課程編成上の参照基準」は「……大学の自己点検・評価又は第三者評価等の評価活動の充実を図る観点」（「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について（依頼）」という具体的な高等教育行政の課題と相まって検討されたものである。したがって、学問の自由に関わる問題を内包していることに留意する必要がある⁹。

さて、上記の「回答」を踏まえて2012年8月31日、日本学術会議 大学教育の分野別質保証推進委員会・経営学分野の参照基準検討分科会が「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 経営学分野」（以下、経営学分野の参照基準）と題する報告を公表した¹⁰。それは、以下のような構成となっている。

- 1 はじめに
- 2 経営学の定義
- 3 経営学固有の特性
- 4 経営学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養
- 5 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方
- 6 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり
- 7 経営学と企業家精神の育成

ここでは、本稿の関心にとってとりわけ重要と思われる点のみ紹介したい。

「2 経営学の定義」では、「経営学は、営利・非営利のあらゆる『継続的事業体』における組織活動の企画・運営に関する科学的知識の体系である」（3頁）とされている。ここでは、「営利・非営利のあらゆる『継続的事業体』」には「私企業のみならず国・地方自治体、学校、病院、NPO、家庭などが含まれる」（3頁）とされている。

「3 経営学固有の特性」では、他の社会科学と異なる固有の視点として、以下の3つの視点をあげている。「経営主体の視点で組織活動を見ること」、「組織を構成する各職能担当者の視点で組織活動を見ること」、「営利・非営利のあらゆる継続的事業体の活動を社会全体の発展と関連付けて調整する視点」である（6～7頁）。

また、経営学が「社会的に大きく三つの役割を果たしている」として、「経営学を学修することにより、たとえグローバル企業のように巨大な組織であっても、組織全体を動かす知識と能力を身に付けることが可能となる」「経営学の知見を多くの人々が身に付けることにより、組織の中で活躍できると同時に、組織として効率的に活動する知識を身に付けることができる」「経営学の知識は、営利・非営利のあらゆる継続的事業体を社会全体の持続可能性との関連のもとで最適化するための知見を提供することができる」という3点を述べている（9頁）。

これらの記述には、以下のような点で、本稿の関心である「教育から労働への移行」にとって有意義な内容が含まれている。

まず、経営学の対象が「営利・非営利のあらゆる『継続的事業体』」とされていることである。一般的に経営学は営利企業（私企業）を対象とするものと思われがちであるが、「私企業のみならず国・地方自治体、学校、病院、NPO、家庭などが含まれる」とされている。

「継続的事業体」の範囲をどこまでとするかは議論の余地があろうが、「経営学分野の参照基準」の規定は積極的なものと受け止めたい。

そして、経営学が「社会的に大きく三つの役割を果たしている」ことの一つとして、「経営学の知識は、営利・非営利のあらゆる継続的事業体を社会全体の持続可能性との関連のもとで最適化するための知見を提供することができる」ことをあげていることである。「社会全体の持続可能性との関連のもとで」というのは重要な指摘である。個別企業の経済的合理性のみを追究することが経営学の役割ではないということであるからだ。

以上のようなことで、「経営学分野の参照基準」は、新しい企業像を示したということと、社会との関連を重視しているということで、筆者の関心にとって有益な内容を含んだものである。以下では、この認識を踏まえた、筆者の二つの具体的な試みについて述べたい。

2. 「権利としてのキャリア教育」とワークルール教育¹¹

筆者が担当する初年次教育科目（1年生以上の配当科目）に「現代社会と企業」がある。日本における「教育から労働への移行」の困難な状況を踏まえて、本科目ではワークルール

教育を展開している。

その際に導きの糸としているのが児美川孝一郎の「権利としてのキャリア教育」である。児美川『権利としてのキャリア教育』（明石書店、2007年）は、文部科学省が進める「政策としてのキャリア教育」に対して、「権利としてのキャリア教育」を試論的に述べ、そのカリキュラム構造を「私案」として示している。

それは、労働についての学習；職業についての学習；労働者の権利についての学習（労働三権、労働者保護法制、労働組合の役割……）；自己の生き方を設計し、わがものとするための学習；シティズンシップ教育（市民性を育て、主権者となるための力量形成；専門的な知識や技術の基礎の獲得（専門教育、職業教育）の6つから構成されている。

児美川は同書で「キャリア教育とは、簡単に言ってしまうと、子どもたちの学校卒業後の社会生活や職業生活との関連性（レリヴァンス）を意識した視点から、学校の教育課程全体を再点検し、必要な編み直しを行っていく営みである」（14頁。傍点は、引用者）と述べている。この点では、特定の科目を対象とした筆者の試みは不十分なものに過ぎないことに留意する必要がある。また、児美川の著書は高等学校までのキャリア教育が念頭におかれており、大学におけるキャリア教育としては検討すべき余地もあることにも留意したい。

「現代社会と企業」では、働くことは「労働契約」を結ぶことであることを強調しつつ、労働時間と休憩、休日、賃金、採用と雇用終了などのワークルールを紹介している。求人情報で注意すべき点や、近年増加している「雇われない働き方」についても言及している。この内容は、児美川の「権利としてのキャリア教育」との関連でいくと、「職業についての学習」と「労働者の権利についての学習」に相当する。とりわけワークルール教育は「労働者の権利についての学習」と重なっている。

「現代社会と企業」の15回の講義のうちで特徴的なのは、過労死等防止啓発授業と労働組合に関する講演である。前者は厚生労働省の「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」の一環のものであり、2014年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」にもとづき2016年度から実施されている。筆者は2017年度から講師派遣を依頼し、毎年、過労死家族と専門家・弁護士に講演いただいている。

労働組合の講演は、民放労連京都放送労働組合の古住公義副委員長にお願いしている。同労組は京都放送の再建に際して、不可欠な役割を果たした。そして、非正規雇用の安定雇用化や労働条件の改善に力を尽くしている。日本の多くの労働組合が労働組合本来の存在意義を発揮できていないもとの、京都放送の労働組合は「まともな労働組合」と言えよう。

受講生たちは啓発授業を通じて過労死が決して「他人事」ではないことを学ぶとともに、ワークルールを学ぶことの重要性を再認識している。労働組合について学ぶことを通じて、言葉としてしか知らなかった「労働組合」の可能性を実感している。

15回の講義のまとめでは、「人間らしい働き方」を実現するための課題と展望を語っている。本科目での学習を通じて働くことのリアルな実態を知ることになり、否定的な印象のみを与えることになってはならない。現状についての認識を踏まえるとともに、主権者としてこの現状を改めていく展望を伝えることを重視している。

3. 異なる世代・異なる階層の人々と連帯して新しい価値をつくる

経営学部における講義で取り上げられる企業は、いわゆる大企業が中心となりがちである。筆者が担当する「株式会社論」はまさしくそのような科目である。ここでは、株式会社を「資本主義企業形態のうちで最も発展した形態」としている。それは、企業規模を拡大するのには株式会社形態が最も適格的であるという趣旨でのことである。

その一方で、現実の株式会社はさまざまな問題を起こしており、その点も講義することとなる。加えて、株式会社以外の形態について（株式会社論を含め）講義で言及するように心がけている。株式会社を相対化してとらえることが重要であるとの認識にもとづくとともに、「経営学分野の参照基準」の視角を強調したいからである。別の担当科目では、協同組合や大学における経営について詳しくとりあげている。

筆者は、学外での学習や学外からの講師を招聘した講演を重視している。それは、「異なる世代・異なる階層の人々と連帯して新しい価値をつくる」ことを課題として認識しているからである。この言葉は、筆者が演習において積極的に企業経営者との交流を進めるようになって（2013年頃）から用いるようになったものである。「異なる世代」は学生よりも上の世代を、「異なる階層」は学生以外の経営者や労働者、地域の住民などを意味している。

教室での（担当教員による）講義のみでは、企業・経営に関する認識を十分に深めることが容易でないし、経営学の実践的な性格からして積極的に学外と交流することが有益である。しかし、講義科目ではそのような機会を設けることは限られており、演習や現場教育を組み込んだ科目においてが中心となるのは否めない。

演習では、積極的に企業を訪問している（インタビューや工場見学など）。サマーセッション（夏期集中講義）では、宿泊を伴った実習で（大学を離れた）地域にある企業を訪問している。いずれも、コロナ禍ではオンラインでの実施となっているが、学生にとって貴重な

学びの機会となっている¹²。実際には、そのような機会が「社会見学」として受け止められるのにとどまっている場合もしばしばである。しかし、現場での体験は何物にも代えがたい。

2013年に学生と一緒に行った訪問調査の際に、「観光客が京都駅から帰路に着くときには特別な思いをもってお土産を購入する」という話を伺った。この話を教育の現場に引き寄せれば、学生たちが経営者や労働者などから直接耳にする内容は、当事者のもつリアリティとあわせ、「場」のもつ力でもってして、学生たちに説得力をもつという効果があると感じている。

おわりに

本稿では、「教育から労働への移行」を念頭においた、筆者の実践を紹介した。まず「現代社会と企業」におけるワークルール教育であった。そして、演習や現場教育を組み込んだ科目における「異なる世代・異なる階層の人々と連帯して新しい価値をつくる」営みであった。経営学部（企業・経営について学ぶ）という条件を生かしたものである。しかし、いずれも十分な教育成果を上げているとは言い難い。依然として試行的な状況にある。

そのようなもとの、拙稿を執筆するに際して、改めて田中の講演録を読み直して気づかされたことがある。それは、(I 3. に引用した部分にある)「同年齢、あるいは異年齢、あるいはプロの人たちと連帯、協力して、発達にふさわしく価値をつくりだすことを学びながら、他者に教える経験を経て、より深く学び、そして創造的な価値をつくり出していく」(傍点は引用者) ことである。

田中の指摘に照らし合わせてみると、筆者の実践は、そのような機会を設けるにとどまっておき、そこからもう一步踏み込んでいく教育の営みとしては不十分であったということである。とりわけ「他者に教える経験」という視点はまったく欠如していたものである。

一方、(これも I 3. に引用した部分にある) 田中の「教育的な発達をうながす質の異なる複数の時空間単位を持った教育」という記述に接して、演習や現場教育を組み込んだ科目における実践は、教育(学)的な観点からも価値があることを確認できたように思う。

拙稿の執筆を通じて、学生を学習の主体として捉えるという当たり前のことを再確認させられた。そして、筆者は引き続き「教育学と経営学の対話」という課題に取り組んでいきたいという思いを強くしている。

-
- 1 外務省「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第13条2 (b) 及び (c) の規定に係る留保の撤回（国連への通告）について」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/tuukoku_120911.html（2022年4月29日アクセス）。
 - 2 文部科学省「大学等における修学の支援に関する法律の概要」https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/17/1417025_01_1.pdf（2022年4月29日アクセス）。
 - 3 この点に関わって、日本弁護士会連合会「若者が未来に希望を抱くことができる社会の実現を求める決議」（2018年10月5日）は、国および地方公共団体に対して「普遍主義の社会保障・人間らしい労働と公正な分配」と「連帯による財源の確保と税制の改善」を求めている。後者については、消費税の逆進性を指摘し、「税収構成及び予算配分において逆進性の弊害を低減するようにすべきである」と述べている。「決議」およびその「提案理由」については、連合会の以下のサイトを参照https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/civil_liberties/data/2018_1005_03.pdf（2022年5月3日アクセス）。
 - 4 渡部昭男「権利としての教育無償化」『経済』2019年12月号、78頁に掲載。ここでは、国、都道府県、市町村、大学・学校法人、民間という6つのレベルと、学費、奨学金・学生ローン等、修学支援、就労支援・生活保障という4つの区分が示されている。渡部は「構想」を示すだけでなく、自治体における教育費支援情報に関する広報のあり方についての実態調査を継続している。
 - 5 シリーズ「大学評価を考える」編集委員会編『21世紀の教育・研究と大学評価—もう一つの大学評価宣言—』大学評価学会（晃洋書房、発売）、2005年、30～40頁。
 - 6 同上、35～36頁。
 - 7 同上、36頁。
 - 8 2010年代に入って、筆者が「無償教育の漸進的導入」に関心を持ち続けつつも、それに関する論考を執筆する機会が少なくなったのは、関心領域が移ったことに加えて、渡部昭男や石井拓児、田中秀佳らの優れた論考が刊行されるようになったことにもよる。
 - 9 日本学術会議「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準について（解説）」<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/daigakuhosyo/pdf/kaisetsu.pdf>（2022年5月3日アクセス）では、「自らの知見と責任において参照基準を作成・公表しています。そして各分野の参照基準は、政府の法制度や資金措置と連動することなく、全国の大

学をはじめとして、大学教育に関心を有するすべての関係者（そこには、例えばこれから大学で学ぼうとする学生や、あるいは大学の卒業生を雇用しようとする企業等も含まれます）の自由な利用に供される参考資料です」と記されている。

¹⁰ 「大学教育の分野別質保証推進委員会」は、日本学術会議におかれた課題別委員会の一つであり、そのもとに分野ごとの参照基準検討分科会が設けられている。

¹¹ 詳しくは、拙稿「大学生を対象としたワークルール教育—初年次生を中心とした『現代社会と企業』での試み—」『龍谷大学経営学論集』第61巻第2号（近刊）を参照。

¹² 拙稿「2008年度から2021年度までの『地域と企業』の実践—『現場実習』をともの科目の成果と課題—」『龍谷大学経営学論集』第61巻第4号（2022年刊行予定）において、現場実習を伴う科目での実践を振り返っている。本科目（地域と企業）や演習では、コロナ禍でもオンラインを通じて、現場から学ぶ営みを継続している。

著者紹介

細川 孝（ほそかわ たかし）

1962年 徳島県生まれ 現職：龍谷大学経営学部教授 学位：修士（経営学）

略歴：1984年3月に愛媛大学法文学部を卒業後、民間企業に勤務。1992年4月に立命館大学大学院経営学研究科博士課程前期課程に入学、1997年3月に同後期課程を中途退学。同年4月から京都経済短期大学に勤務した後、2000年4月から龍谷大学経営学部勤務している。勤務校では、龍谷大学・京都産業学センターの代表を務めている。現在、日本経営学会理事（経営学教育検討委員会委員長）、日本比較経営学会理事・事務局長、大学評価学会代表理事、過労死防止学会常任幹事。

研究歴：専門分野は、経営学（現代企業論）、大学評価論。編著に『日本の大学評価—歴史・現状・評価文化—』晃洋書房、2012年；『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』晃洋書房、2014年がある。共編著に『転換期の株式会社—拡大する影響力と改革課題』（「現代を読む経営学シリーズ、第4巻」）ミネルヴァ書房、2009年；『現代の企業と社会—働く前に知っておきたいこと』中央経済社、2021年がある。最近の論文に「コロナ感染拡大と現代医薬品企業—ワクチン開発をめぐる状況を中心に」『経済』2021年8月号、117～127頁、新日本出版社；「ワクチン開発からみた日本の医薬品産業」『経済』2021年12月号、37～47頁、新日本出版社；「日本の医薬品産業政策と経済安全保障—『医薬品産業ビジョン2021』の検討—」2022年7月号（掲載予定）、新日本出版社がある。